

○国立大学法人お茶の水女子大学職員就業規則第4条第4項の規定に基づき  
年俸制を適用して雇用する教員の就業に関する規則

〔平成26年8月29日〕  
制 定

改正 平成27年3月25日 平成27年10月23日  
平成28年2月19日 平成29年1月27日  
平成29年5月26日 平成30年3月30日  
平成31年3月29日 令和2年1月31日  
令和2年6月26日 令和3年3月26日  
令和4年3月29日 令和5年3月31日  
令和5年6月30日 令和6年6月27日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人お茶の水女子大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第4条第4項の規定に基づき、人事・給与システムの弾力化を促進するために年俸制を適用することが適当であると学長が特に認めた教員（以下「年俸制適用教員」という。）の就業に関し必要な事項を定める。

(種類)

第2条 年俸制適用教員は、次に掲げる者とする。

- (1) 国際的に著名な研究者又は顕著な業績を有する研究者で、年俸制適用教員として雇用された者（以下「第1号教員」という。）
- (2) 大学の機能強化及び若手研究者の雇用促進を図るために年俸制適用教員として雇用された者（以下「第2号教員」という。）
- (3) 教育職俸給表（一）の適用を受けていた教員で、当該教員の同意を得て年俸制適用教員として引き続き雇用される者（以下「第3号教員」という。）
- (4) 前各号のほか、年俸制適用教員として雇用された者（以下「第4号教員」という。）

(職名)

第3条 年俸制適用教員の職名は、次のとおりとする。

- (1) 第1号教員 教授、准教授
- (2) 第2号教員 教授、准教授、講師、助教

- (3) 第3号教員 教授、准教授、講師
- (4) 第4号教員 教授、准教授、講師、助教  
(選考)

第4条 年俸制適用教員の選考は、次のとおりとする。

- (1) 第1号教員の選考は、学長が行う。ただし、選考に係る審査は、基幹研究院長に付託するものとする。
- (2) 第2号教員及び第4号教員の選考は、国立大学法人お茶の水女子大学教員選考規則に定めるところによる。
- (3) 第3号教員については、別に定める。  
(定年・雇用期間等)

第5条 第1号教員の定年は、65歳とし、当該定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職するものとする。

- 2 学長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、第1号教員を5年以内の期間を定めて雇用することができる。
- 3 第2号教員及び第4号教員の雇用期間は、5年とする。ただし、年度の末日より前の日において雇用期間が5年に達する場合は、当該年度の前年度末日をもって雇用期間の満了日とすることができる。
- 4 学長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、第2号教員及び第4号教員（教授、准教授に限る。）を任期の定めのない教員として雇用することができる。
- 5 第2号教員及び第4号教員（前項の規定により雇用された教員又は次条に定める審査を経て、任期の定めのない教員へ移行した者に限る。）並びに第3号教員の定年は、60歳に達した日から65歳に達する日以後における最初の3月31日までの間で定年及び退職日を選択できる制度（以下「選択定年制度」という。）によるものとする。選択定年制度に関し必要な事項は、別に定める。

(テニュアトラック教員)

第5条の2 前条第3項の規定により雇用期間を定めて雇用された教員のうち、任期の定めのある教員から任期の定めのない教員への移行（以下「テニュアの獲得」という。）に係る審査を実施する教員（以下「テニュアトラック教員」という。）は、業績審査を経て、任期の定めのない教員となることができる。

- 2 前項のテニュアの獲得に係る審査を実施する場合に必要な事項は、別に定める。  
(産前・産後休暇等及び育児休業を取得する教員の雇用期間の特例)

第5条の3 テニユアトラック教員が産前・産後休暇（国立大学法人お茶の水女子大学職員勤務時間、休暇等に関する規程第28条別表第6中第6号及び第7号に規定する特別休暇をいう。以下同じ。）を取得する場合又は国立大学法人お茶の水女子大学育児休業等規程第3条第3項に規定する出生時育児休業（以下「出生時育児休業」という。）を取得する場合には、当該産前・産後休暇又は出生時育児休業（以下「産前・産後休暇等」という。）を取得した日数を限度として雇用期間を延長することができる。

2 テニユアトラック教員が前項の産前・産後休暇等に引き続き同一の子に係る育児休業（出生時育児休業を除く。以下この条において同じ。）を取得する場合には、前項の規定に関わらず、前項の産前・産後休暇等の日数に、当該育児休業を取得する日数を加えた日数又は1年を加えた日数のいずれか少ない日数を限度として雇用期間を延長することができる。

3 産前・産後休暇等を取得しないテニユアトラック教員が1歳未満の子に係る育児休業を取得する場合又は産前・産後休暇等を取得したテニユアトラック教員が当該産前・産後休暇等から期間を置いて1歳未満の子に係る育児休業を取得する場合には、当該育児休業を取得する日数又は1年のいずれか少ない日数を限度として雇用期間を延長することができる。

4 前3項の雇用期間の延長を希望するテニユアトラック教員は、産前・産後休暇等又は育児休業の予定期間、延長を希望する期間（延長期間の初日は、当初の雇用期間の満了日の翌日とする。）を記載した申請書を作成し、次の各号に定める期限までに学長に申請するものとする。

(1) 第1項、第2項に係る申請 産後8週間を経過する日まで

(2) 第3項に係る申請 育児休業を開始する2週間前まで

5 第1項から第3項に係る申請は、雇用開始後3年以内にいずれかを1回に限り申請することができる。ただし第1項の適用を受けたテニユアトラック教員が第3項に係る申請をする場合には、第1項及び第3項に係る申請を合わせて1回とみなすものとする。

6 学長は、第4項の申請について教育研究の推進上必要と認める場合であって、大学運営上支障がないと認めるときは、当該申請を承認するものとし、承認しない場合には、速やかにその旨を理由とともに当該テニユアトラック教員に通知するものとする。

7 学長は、次の各号に掲げる場合には、前項の承認を取り消し、又は修正するこ

とができる。

(1) 延長した全部又は一部の雇用期間について、勤務できないことが判明した場合

(2) その他学長が必要と認めた場合

8 テニュアトラック教員は、第6項の承認後、取得する産前・産後休暇等又は育児休業の日数に変更が生じ、申請した雇用期間の延長日数に変更がある場合は、当該変更に係る理由が生じた日から1月以内に当該変更について申請し、学長の承認を得なければならない。

(通算雇用契約期間の制限等)

第5条の4 第5条第3項及び前条の規定にかかわらず、本学の任期付職員が退職後、国立大学法人お茶の水女子大学任期付職員規程第3条に定めるクーリング期間を経過せず第2号教員又は第4号教員として有期雇用契約を締結する場合の雇用契約期間は、第5条第3項及び前条に規定する雇用期間内で、かつ直近の雇用契約期間と新たな有期雇用契約期間を通算した期間（以下「通算契約期間」という。）が10年以内であることとする。ただし、本学に学生として在籍している間に本学との間で締結していた有期雇用契約における雇用契約期間は、通算契約期間に算入しない。

(給与の区分)

第6条 年俸制適用教員の給与は、基本年俸、役職手当、通勤手当、特殊勤務手当、入試業務手当、学長補佐手当及び超過勤務手当とする。

(基本年俸等の計算期間)

第7条 年俸制適用教員の基本年俸の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 役職手当、通勤手当、特殊勤務手当、入試業務手当、学長補佐手当及び超過勤務手当の計算期間は、一の月の初日から末日までとする。

(基本年俸の決定及び改定)

第8条 第1号教員の基本年俸は、別表第1（年俸制適用俸給表（一））によるものとし、責任の度合い、勤労環境、事業計画、能力及び業績、その他の勤務条件等に応じ、同表の範囲内で学長が決定する。

2 第2号教員及び第4号教員の基本年俸は、別表第2（年俸制適用俸給表（二））によるものとし、責任の度合い、勤労環境、事業計画、能力及び業績、その他の勤務条件等に応じ、同表の範囲内で学長が決定する。

- 3 第3号教員の基本年俸の決定方法については、別に定める。
- 4 基本年俸は、雇用期間中の業績評価等に基づき、別表第3に掲げる評価区分に応じた反映基準により、毎年1月1日に俸給表の範囲内で学長が改定することができる。
- 5 年俸制適用教員が昇任又は降任する場合は、俸給表の範囲内で学長が基本年俸を改定することができる。
- 6 前2項に定めるほか、学長は、国立大学法人お茶の水女子大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に定める俸給に改正があった場合又は各年度の財務状況に変動があった場合には、基本年俸を改定することができる。
- 7 前3項に定めるもののほか、基本年俸の改定に関し必要な事項は、別に定める。  
（不服申立て）

第9条 前条第4項の規定に基づく評価区分又は基本年俸の改定に不服がある者は、学長に対し不服申立てを行うことができる。

- 2 不服申立ては、評価結果の通知のあった日から60日以内に、不服申立ての理由を記載した文書に根拠資料を付し、学長に対し行う。
- 3 学長は、前項の規定に基づき不服申立てがあった場合には、学長が設置する審査委員会に審査を諮る。
- 4 不服申立てに関する事務は、人事労務課が行う。  
（審査委員会）

第10条 前条第3項に定める審査委員会は、次に掲げる者をもって構成し、委員長には総務を担当する副学長をもって充てる。

- (1) 総務を担当する副学長
  - (2) 総合評価室長
  - (3) 企画戦略課長
  - (4) 人事労務課長
  - (5) その他委員長が必要と認める者
- 2 審査委員会は、前条第3項の規定に基づく不服申立てについて、審議の上、審査結果を学長に報告する。
  - 3 不服申立てに係る審査に関し、この規則に定めのない事項については、審査委員会が別に定める。  
（審査結果の通知）

第11条 学長は、審査委員会の審査結果に関する報告に基づき、不服申立ての内

容について判断し、その結果を不服申立てを行った者に対し通知する。

(給与の支払い)

第12条 年俸制適用教員の給与の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 基本年俸は12等分し、毎月1等分ずつ支払う。
- (2) 役職手当は、管理又は監督の地位にある教員のうち学長が定める教員に、その特殊性に基づき、別表第4に掲げる職名に応じた額を毎月支給する。
- (3) 役職手当は、第6条第1項に規定する超過勤務手当相当額を含むものとする。
- (4) 通勤手当は、職員給与規程第22条の規定を準用する。
- (5) 特殊勤務手当は、職員給与規程第24条の規定を準用する。
- (6) 入試業務手当は、職員給与規程第24条の2の規定を準用する。
- (7) 学長補佐手当は、職員給与規程第24条の3の規定を準用する。
- (8) 超過勤務手当は、職員給与規程第27条の規定を準用する。

2 雇用期間が1年に満たない職員には、決定された基本年俸にかかわらず、雇用期間中、基本年俸の12分の1の額を毎月支給するものとする。

3 第8条第4項、第5項又は第6項の規定に基づき基本年俸の改定があった職員には、改定された基本年俸にかかわらず、改定のあった月から基本年俸の12分の1の額を毎月支給する。

(給与の支給日)

第13条 年俸制適用教員の給与の支給日は、毎月1回、その月の17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日を支給日とする。

- (1) 17日が日曜日に当たるとき 15日（15日が国立大学法人お茶の水女子大学職員勤務時間、休暇等に関する規程第7条第1項第3号に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、18日）
- (2) 17日が土曜日に当たるとき 16日（16日が休日に当たるときは、15日）
- (3) 17日が休日に当たるとき 18日

(年俸制適用教員の退職手当)

第14条 年俸制適用教員の退職手当は、次のとおりとする。

- (1) 第1号教員及び第2号教員には、支給しない。
- (2) 第3号教員には、当該教員が第3号教員となる日の前日に自己都合退職したものと仮定して、当該教員が実際に退職した日における国立大学法人お茶の水女子大学職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）を適用し算出した退職手当の額を退職した時に支給する。

- (3) 第4号教員には、当該教員が第4号教員となる日に教育職俸給表（一）の適用を受ける教員として雇用されたものと仮定して、学長が定める方法により算出した退職手当の額を退職した時に支給する。

（就業等）

第15条 年俸制適用教員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、職員就業規則の定めるところによる。

2 年俸制適用教員の給与に関し、この規則に定めのない事項については、職員給与規程の定めるところによる。

3 年俸制適用教員の退職手当に関し、この規則に定めのない事項については、退職手当規程の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月23日）

この規則は、平成27年10月23日から施行する。

附 則（平成28年2月19日）

この規則は、平成28年2月19日から施行する。

附 則（平成29年1年27日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5年26日）

この規則は、平成29年6月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月30日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月31日）

この規則は、令和2年1月31日から施行する。

附 則（令和2年6月26日）

この規則は、令和2年6月26日から施行する。

附 則（令和3年3月26日）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日）

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年6月27日）

この規則は、令和6年6月27日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1(第8条第1項関係)

年俸制適用俸給表(一)

号俸	基本年俸
1	7,200,000
2	7,500,000
3	7,800,000
4	8,100,000
5	8,400,000
6	8,700,000
7	9,000,000
8	9,300,000
9	9,600,000
10	9,900,000
11	10,200,000
12	10,500,000
13	10,800,000
14	11,100,000
15	11,400,000
16	11,700,000
17	12,000,000
18	12,300,000
19	12,600,000
20	12,900,000
21	13,200,000
22	13,500,000
23	13,800,000
24	14,100,000
25	14,400,000
26	14,700,000
27	15,000,000
28	15,300,000
29	15,600,000
30	15,900,000
31	16,200,000
32	16,500,000
33	16,800,000
34	17,100,000
35	17,400,000
36	17,700,000
37	18,000,000

別表第2(第8条第2項関係)

年俸制適用俸給表(二)

職務の級 (職名)	2級 (助教)	3級 (講師)	4級 (准教授)	5級 (教授)
号俸	基本年俸	基本年俸	基本年俸	基本年俸
1	4,800,000	5,520,000	6,000,000	7,200,000
2	4,920,000	5,640,000	6,120,000	7,320,000
3	5,040,000	5,760,000	6,240,000	7,440,000
4	5,160,000	5,880,000	6,360,000	7,560,000
5	5,280,000	6,000,000	6,480,000	7,680,000
6	5,400,000	6,120,000	6,600,000	7,800,000
7	5,520,000	6,240,000	6,720,000	7,920,000
8	5,640,000	6,360,000	6,840,000	8,040,000
9	5,760,000	6,480,000	6,960,000	8,160,000
10	5,880,000	6,600,000	7,080,000	8,280,000
11	6,000,000	6,720,000	7,200,000	8,400,000
12	6,120,000	6,840,000	7,320,000	8,520,000
13	6,240,000	6,960,000	7,440,000	8,640,000
14	6,360,000	7,080,000	7,560,000	8,760,000
15	6,480,000	7,200,000	7,680,000	8,880,000
16	6,600,000	7,320,000	7,800,000	9,000,000
17	6,720,000	7,440,000	7,920,000	9,120,000
18	6,840,000	7,560,000	8,040,000	9,240,000
19	6,960,000	7,680,000	8,160,000	9,360,000
20	7,080,000	7,800,000	8,280,000	9,480,000
21	7,200,000	7,920,000	8,400,000	9,600,000
22		8,040,000	8,520,000	9,720,000
23		8,160,000	8,640,000	9,840,000
24		8,280,000	8,760,000	9,960,000
25		8,400,000	8,880,000	10,080,000
26		8,520,000	9,000,000	10,200,000
27		8,640,000	9,120,000	10,320,000
28		8,760,000	9,240,000	10,440,000
29		8,880,000	9,360,000	10,560,000
30		9,000,000	9,480,000	10,680,000
31		9,120,000	9,600,000	10,800,000
32		9,240,000	9,720,000	10,920,000
33		9,360,000	9,840,000	11,040,000
34		9,480,000	9,960,000	11,160,000
35		9,600,000	10,080,000	11,280,000
36		9,720,000	10,200,000	11,400,000
37			10,320,000	11,520,000
38			10,440,000	11,640,000
39			10,560,000	11,760,000
40			10,680,000	11,880,000
41			10,800,000	12,000,000
42			10,920,000	12,120,000
43			11,040,000	12,240,000
44			11,160,000	12,360,000
45			11,280,000	12,480,000
46			11,400,000	12,600,000
47			11,520,000	12,720,000
48			11,640,000	12,840,000
49			11,760,000	12,960,000
50			11,880,000	13,080,000
51			12,000,000	13,200,000
52				13,320,000
53				13,440,000
54				13,560,000
55				13,680,000
56				13,800,000
57				13,920,000
58				14,040,000
59				14,160,000
60				14,280,000
61				14,400,000
62				14,520,000
63				14,640,000
64				14,760,000
65				14,880,000
66				15,000,000

別表第3(第8条第4項関係)

評価区分	反映基準(評価内容)	
S	6段階昇給	(特別に極めて良好である)
A	4段階昇給	(極めて良好である)
B	2段階昇給	(特に良好である)
C	現状	(良好である)
D	2段階降給	(やや良好でない)
E	4段階降給	(良好でない)

別表第4(第12条第1項第2号関係)

職名		支給額
副学長		130,000
研究科長		85,000
副理事		70,000
学部長		65,000
基幹研究院人文科学系長、人間科学系長及び自然科学系長		65,000
評議員		60,000
附属学校	部長	65,000
	校長	65,000
こども園長		65,000